



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月20日火曜日 第1845号外1

◇ 目次 ◇

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例..... 1

愛媛県副知事定数条例..... 2

職員の分限に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... 2

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... 3

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... 5

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 9

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例.....10

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....12

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....15

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例.....16

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....17

愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例.....26

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例.....26

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例.....27

愛媛県資源循環促進基金条例.....29

愛媛県感染症診査協議会条例等の一部を改正する等の条例.....29

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例...32

精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例.....34

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例.....34

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例.....35

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例.....36

石手川ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例及び愛媛県立医療技術短期大学条例を廃止する条例.....37

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....38

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....39

愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する等の条例.....40

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....43

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例.....44

教育職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例.....45

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....48

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....50

愛媛県警察本部組織条例等の一部を改正する条例.....51

愛媛県留置施設視察委員会条例.....52

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....53

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....62

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例.....62

条 例

○愛媛県条例第1号

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休憩時間)	(休憩時間)
第13条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。	第13条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には 45分、8時間を超える場合には 1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。
2 省略	2 省略
第14条及び第15条 削除	(休憩時間) 第14条 任命権者は、正規の勤務時間のうち人事委員会の定める基準に従い休憩時間を置くものとする。 第15条 削除

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休憩時間）</p> <p>第13条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><u>第14条から第16条まで</u> 削除</p>	<p>（休憩時間）</p> <p>第13条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては_____45分、8時間を超える場合においては_____1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（<u>休憩時間</u>）</p> <p>第14条 任命権者は、<u>正規の勤務時間のうち人事委員会の定める基準に従い休憩時間を置くものとする。</u></p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 削除</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

愛媛県副知事定数条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県副知事定数条例

副知事の定数は、1人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

職員の分限に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の分限に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第1条 職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休職の事由）</p> <p>第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の学長、学部長、教授、<u>准教授及び講師</u>（常時勤務する者に限る。）並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）には、これらを休職にすることができる。</p>	<p>（休職の事由）</p> <p>第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の学長、学部長、教授、<u>助教授及び講師</u>（常時勤務する者に限る。）並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）には、これらを休職にすることができる。</p>

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する職員給与条例第7条第2項、第18条の5第2項及び第19条第5項(職員給与条例第19条の4第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、職員給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、職員給与条例第18条の5第2項及び第19条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する職員給与条例第7条第2項、第18条の2第2項、第18条の5第2項及び第19条第5項(職員給与条例第19条の4第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、職員給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、職員給与条例第18条の2第2項、第18条の5第2項及び第19条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 4 職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(修学部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、<u>管理職手当</u>、<u>義務教育等教員特別手当</u>及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p style="text-align: center;">(修学部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、<u>管理職手当</u>、<u>義務教育等教員特別手当</u>及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p>

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

- 5 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、<u>管理職手当</u>、<u>定時制通信教育手当</u>、<u>産業教育手当</u>及び農林漁業普及指導</p>	<p style="text-align: center;">(高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、<u>管理職手当</u>、<u>定時制通信教育手当</u>、<u>産業教育手当</u>及び農林漁業普及指導</p>

手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 省略

手当並びに_____義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 省略

○愛媛県条例第5号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 児童相談所、<u>子ども療育センター</u>、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p><u>(10)及び(11) 削除</u></p> <p><u>(12) 漁労手当</u></p> <p>(13)・(14) 省略</p> <p>(15) <u>職業訓練指導業務従事職員</u> の特殊勤務手当</p> <p>(16) 省略</p> <p><u>(17) 削除</u></p> <p>(18)～(32) 省略</p> <p>(特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第11条 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p>第12条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 前条第2号に規定する作業 作業1日につき 220円</u></p> <p>(児童相談所、<u>子ども療育センター</u>、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第15条 児童相談所、<u>子ども療育センター</u>、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 子ども療育センターに勤務する職員が従事する重症心身障害</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 児童相談所、<u>肢体不自由児施設</u>、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p><u>(10) 研究手当</u></p> <p><u>(11) 削除</u></p> <p><u>(12) 漁獲手当</u></p> <p>(13)・(14) 省略</p> <p>(15) <u>職業訓練事業に従事する職員</u>の特殊勤務手当</p> <p>(16) 省略</p> <p><u>(17) 動物園飼育作業従事職員の特殊勤務手当</u></p> <p>(18)～(32) 省略</p> <p>(特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第11条 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) トンネルの坑内、クレーン付近、爆破現場、高圧線近接地その他作業条件が劣悪な場所において行われるダム建設作業</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工</u>事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業</p> <p>第12条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 前条第2号に規定する作業 作業1日につき 350円</u></p> <p><u>(3) 前条第3号に規定する作業 作業1日につき 220円</u></p> <p><u>(4) 前条第4号に規定する作業 作業1日につき 220円</u></p> <p>(児童相談所、<u>肢体不自由児施設</u>、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第15条 児童相談所、<u>肢体不自由児施設</u>、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 肢体不自由児施設に勤務する職員が従事する肢体不自由児の</u></p>

児等の診療、看護、検査、生活指導、保育指導、心理指導及び訓練の作業又は結核性の重症心身障害児等に直接接する作業

(4)・(5) 省略

第16条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額をこえて支給してはならない。

- (1) 省略
- (2) 前条第2号から第5号まで 規定する作業 作業1日につき 420円

(児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当)

第17条 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当は、職員が児童の自立支援又は生活支援の業務に従事したときに支給する。

第18条 前条に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき 2,220円を超えて 支給してはならない。

(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)

第19条 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当は、この条例に別に定めるもののほか、県警察に所属する警部、警部補、巡査部長若しくは巡査である警察官若しくは警察官以外の職員が次に掲げる作業(管理職手当の支給を受ける警部である警察官にあつては、第12号及び第22号の2の作業に限る。)に従事したとき、県警察に所属する警視である警察官が第12号若しくは第22号の2の作業に従事したとき、又は県警察に所属する警視である警察官で専ら検視を行うことを職務とする職にあるもの(人事委員会が定める者に限る。)が第21号の作業(検視又は解剖立会いの作業に限る。)に従事したときに支給する。ただし、第23号の作業に係る手当の支給を受ける場合にあつては、第1号から第7号まで、第12号、第14号、第15号、第22号及び第22号の2の作業に係る手当は、本務として当該作業に従事したときのほかは、支給しない。

- (1) 私服員が現場において行う犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業
- (2)~(12) 省略
- (13) 削除
- (14)~(23) 省略
- (24) 削除
- (25) 少年補導職員が現場において行う少年補導作業
- (26)・(27) 省略

2・3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

第20条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額をこえて支給してはならない。

- (1) 前条第1項第1号の作業 作業1日につき 560円
- (2) 前条第1項第2号から第7号までの作業 作業1日につき 560円
- (3) 前条第1項第8号の作業

ア 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する自動二輪車又は高速道路交通警察隊に配置されている同条に規定する普通自動車のうち、道路交通法施行令(昭

看護作業又は結核性の肢体不自由児に直接接する作業

(4)・(5) 省略

第16条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額をこえて支給してはならない。

- (1) 省略
- (2) 前条第2号、第4号及び第5号に規定する作業 作業1日につき 420円
- (3) 前条第3号に規定する作業 月額 8,800円

(児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当)

第17条 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当は、職員が児童の自立支援又は生活支援 に従事したときに支給する。

第18条 前条の 手当の額は、勤務1月につき、当該職員の給料月額の100分の14をこえて支給してはならない。

(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)

第19条 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当は、この条例に別に定めるもののほか、県警察に所属する警部、警部補、巡査部長若しくは巡査である警察官若しくは警察官以外の職員が次に掲げる作業(管理職手当の支給を受ける警部である警察官にあつては、第12号及び第22号の2の作業に限る。)に従事したとき、県警察に所属する警視である警察官が第12号若しくは第22号の2の作業に従事したとき、又は県警察に所属する警視である警察官で専ら検視を行うことを職務とする職にあるもの(人事委員会が定める者に限る。)が第21号の作業(検視又は解剖立会いの作業に限る。)に従事したときに支給する。ただし、第23号の作業に係る手当の支給を受ける場合にあつては、第1号から第7号まで、第12号、第14号、第15号、第22号及び第22号の2の作業に係る手当は、本務として当該作業に従事したときのほかは、支給しない。

- (1) 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業
- (2)~(12) 省略
- (13) 無線電話送受作業
- (14)~(23) 省略
- (24) 道路において行う運転免許技能試験作業
- (25) 少年補導職員が従事する 少年補導作業
- (26)・(27) 省略

2・3 省略

4 第1項第13号に掲げる作業については、特に優秀な技術を必要とし、その技術の程度は、人事委員会が定める。

5 省略

6 省略

7 省略

第20条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額をこえて支給してはならない。

- (1) 前条第1項第1号の作業 月額 11,760円
- (2) 前条第1項第2号から第7号までの作業 月額 11,760円
- (3) 前条第1項第8号の作業

ア 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する自動二輪車又は高速道路交通警察隊に配置されている同条に規定する普通自動車のうち、道路交通法施行令(昭

和35年政令第270号)第13条第1項第1号の5に規定する交通
取締用自動車で公安委員会が指定したものの運転作業 作業
1日につき 560円

イ その他の作業 作業1日につき 420円

(4) 省略

(5) 前条第1項第10号の作業 作業1日につき 340円

(6)・(7) 省略

(8) 削除

(9)～(17) 省略

(18) 削除

(19) 前条第1項第25号の作業 作業1日につき 310円

(20)・(21) 省略

2・3 省略

第21条から第24条まで 削除

(漁労手当)

第25条 漁労手当は、水産実習船に勤務する船員が漁労に従事した
ときに支給する。

第26条 前条に規定する 手当の額は、漁労に従事した日
1日につき8,400円を超えて支給して
はならない。

(職業訓練指導業務従事職員)の特殊勤務手当)

第31条 職業訓練指導業務従事職員)の特殊勤務手当は、高等技術
専門校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練指導業務に従事した
ときに支給する。

第32条 前条に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき
790円を超えて支給してはならない。

第35条及び第36条 削除

(夜間看護手当)

第45条 夜間看護手当は、子ども療育センターに勤務する看護師又は
准看護師(以下「看護師等」という。)が正規の勤務時間による
勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間
をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事した
ときに支給する。

(家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当)

第49条 家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当は、家畜保
健衛生所(家畜病性鑑定室を含む。)に勤務する獣医師が
家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条に規定す
る業務に従事したときに支給する。

第50条 前条に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき
730円を超えて支給してはならない。

和35年政令第270号)第13条第1項第1号の5に規定する交通
取締用自動車で公安委員会が指定したものの運転作業 月額
11,760円

イ その他の作業 月額 8,820円

(4) 省略

(5) 前条第1項第10号の作業 月額 7,140円

(6)・(7) 省略

(8) 前条第1項第13号の作業 作業1日につき 50円

(9)～(17) 省略

(18) 前条第1項第24号の作業 作業1日につき 310円

(19) 前条第1項第25号の作業 月額 7,130円

(20)・(21) 省略

2・3 省略

(研究手当)

第21条 研究手当は、保健福祉部、愛媛整肢療護園、保健所、衛生
環境研究所等に勤務する医師(獣医師を除く。以下同じ。)であ
る職員で、診療、検診、検疫、救護その他保健指導に従事する者
に支給する。

第22条 前条に規定する手当の月額は、30,000円をこえて支給して
はならない。

第23条及び第24条 削除

(漁獲手当)

第25条 漁獲手当は、水産実習船に勤務する船員が漁労に従事した
ときに支給する。

第26条 前条の規定により支給する手当の総額は、1航海ごとの漁
獲物の売上額から市場及び問屋に納付する手数料を控除した残額
の100分の20をこえてはならない。

(職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当)

第31条 職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当は、高等技術
専門校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練 に従事した
ときに支給する。

第32条 前条に規定する手当の月額は、13,300円
を超えて支給してはならない。

(動物園飼育作業従事職員の特殊勤務手当)

第35条 動物園飼育作業従事職員の特殊勤務手当は、動物園に勤務
する職員が、猛獣、猛禽の診断、治療及び給飼並びに猛獣、猛禽
舎の清掃作業に従事したときに支給する。

第36条 前条に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき
310円を超えて支給してはならない。

(夜間看護手当)

第45条 夜間看護手当は、愛媛整肢療護園 に勤務する看護師又は
准看護師(以下「看護師等」という。)が正規の勤務時間による
勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間
をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事した
ときに支給する。

(家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当)

第49条 家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当は、家畜保
健衛生所(家畜病性鑑定室を含む。)に勤務する獣医師である職
員で、家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条に規定す
る事務に従事する者 に支給する。

第50条 前条に規定する手当の月額は、15,300円
を超えて支給してはならない。

2 前条の業務のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項に規定する検査において行う延髄の採取業務に従事した場合は、前項の規定により支給する手当の額にその業務に従事した日1日につき810円の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

（航空手当）

第59条 航空手当は、____次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 操縦士が行う航空機の操縦業務
- (2) 整備士が航空機に搭乗して行う整備、訓練、搜索救難、調査、漁業取締り等の業務
- (3) 前2号の職員以外の職員が航空機に搭乗して行う____訓練、搜索救難、調査、漁業取締り等の業務

第60条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

- (1) 前条第1号の業務 業務1時間につき 7,700円
- (2) 前条第2号の業務 業務1時間につき 4,500円
- (3) 前条第3号の業務 業務1時間につき 1,900円

2 前条各号に掲げる____業務のうち、特別の考慮を必要とするものとして人事委員会が定める業務に従事した場合は、前項____の規定により支給する手当の額にその業務1時間につき1,530円の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。ただし、一の月の加算額の総額は、当該人事委員会が定める額に25を乗じて得た額を超えることはできない。

3 前条第2号又は第3号の搜索救難の業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合は、その日の属する月の第1項第2号又は第3号及び前項の規定により支給する手当の額にその降下した日1日につき870円の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

（航空手当）

第59条 航空手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第1号の業務に係る手当の支給を受ける場合にあつては、第2号及び第3号の業務に係る手当は、支給しない。

- (1) 航空機____の操縦業務
- (2) 航空機の整備業務
- (3) 航空機____に搭乗して行う____整備、訓練、搜索救難、調査、漁業取締り等の業務

第60条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

- (1) 前条第1号の業務 月額 127,500円
- (2) 前条第2号の業務 月額 28,600円
- (3) 前条第3号の業務 業務1時間につき 2,200円

2 前条第1号及び第3号の業務のうち、特別の考慮を必要とするものとして人事委員会が定める業務に従事した場合は、前項第1号及び第3号の規定により支給する手当の額にその業務1時間につき1,530円の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。ただし、一の月の加算額の総額は、当該人事委員会が定める額に25を乗じて得た額を超えることはできない。

3 前条第3号____の搜索救難の業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合は、その日の属する月の第1項第3号____及び前項の規定により支給する手当の額にその降下した日1日につき870円の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例）

第64条の4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当（月額で支給する手当（第17条に規定する手当を除く。）に限る。）の額は、この条例の規定にかかわらず、この条例に規定する額（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>11 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条</p>	<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>11 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条</p>

例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）第18条
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

○愛媛県条例第6号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第7条の2までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額 _____ 及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるべき職にある職員 <u>100分の6</u></p> <p>(2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定若しくは教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給であるものに限る。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） <u>100分の4.5</u></p> <p>(3) 職員給与条例第19条第5項の規定又は教育職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員（前2号に掲げる職員を除く。） <u>100分の3</u></p> <p>(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の2.6</u></p> <p>2 職員の給料の調整額の額は、職員給与条例第7条第2項の規定 _____ にかかわらず、<u>同項</u>の規定により定められた額から当該額に、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（そ</p>	<p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第7条の2までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、<u>管理職手当</u>及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるべき職にある職員 <u>100分の8</u></p> <p>(2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定若しくは教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給であるものに限る。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） <u>100分の6</u></p> <p>(3) 職員給与条例第19条第5項の規定又は教育職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員（前2号に掲げる職員を除く。） <u>100分の4</u></p> <p>(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の3.5</u></p> <p>2 職員の給料の調整額の額は、職員給与条例第7条第2項の規定 <u>又は教育職員給与条例第8条第2項の規定</u>にかかわらず、<u>これらの</u>規定により定められた額から当該額に、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（そ</p>

の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

3 職員の管理職手当の月額、職員給与と条例第18条の2第2項の規定又は教育職員給与と条例第17条の3第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、100分の7.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

附 則

2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

3 職員の管理職手当の月額は、職員給与と条例第18条の2第2項の規定又は教育職員給与と条例第17条の3第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

附 則

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(特定指定法人等の在職期間を有する者に関する経過措置)</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額</p> <p>17 新条例附則第13項及びこの条例附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第13項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含み、新条例附則第13項第2号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた新条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附</p>	<p>附 則</p> <p>(特定指定法人等の在職期間を有する者に関する経過措置)</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの _____ 利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額</p> <p>17 新条例附則第13項及びこの条例附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第13項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含み、新条例附則第13項第2号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた新条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年</p>

則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

- 33 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定退職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。
- 34 附則第15項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定退職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

38 省略

附則別表

平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント

5.5パーセントの

利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

- 33 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定退職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。
- 34 附則第15項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定退職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

38 省略

平成21年4月1日以後

年3.2パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																												
<p>（手数料の納付時期）</p> <p>第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表5の表8の2の項に掲げる手数料 知事が指定する期日</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前3号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申込み、願出、請求等の際</p> <p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 土木関係事務手数料</p>			<p>（手数料の納付時期）</p> <p>第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申込み、願出、請求等の際</p> <p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 土木関係事務手数料</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査（構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8の2</td> <td>建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性</td> <td>(1) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法によるものの判定 建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～7	省略		8	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査（構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。）		8の2	建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性	(1) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法によるものの判定 建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～7	省略		8	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査										
事 務	名 称	金 額																													
1～7	省略																														
8	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査（構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。）																														
8の2	建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性	(1) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法によるものの判定 建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで																													
事 務	名 称	金 額																													
1～7	省略																														
8	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査																														

<p>判定</p>	<p>接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。以下この項において同じ。) ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 214,000円</p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 285,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 327,000円</p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 433,000円</p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 795,000円</p> <p>(2) 建築物の構造計算が同法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものの判定 建築物ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が 1,000平方メートル以内のもの 148,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 183,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 202,000円</p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 255,000円</p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 433,000円</p>			
<p>9 ~ 13 省略</p>		<p>9 ~ 13 省略</p>		
<p>14 建築基準法第7条の3第1項の規定に</p>	<p>省略</p>	<p>14 建築基準法第7条の3第2項の規定に</p>	<p>省略</p>	

<p>基づく中間の 検査の申請に 対する審査</p>			<p>基づく中間の 検査の申請に 対する審査</p>		
<p>15 建築基準法 第7条の3第 1項の規定に よる建築物の 中間の検査の 申請に係る建 築物に同法第 87条の2の昇 降機に係る部 分が含まれる 場合における 同法第7条の 3第1項の規 定に基づく中 間の検査の申 請の当該部分 に対する審査、同法第87 条の2におい て準用する同 法第7条の3 第1項の規定 に基づく建築 設備の中間の 検査の申請に 対する審査又 は同法第88条 第1項におい て準用する同 法第7条の3 第1項の規定 に基づく工作 物の中間の検 査の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>		<p>15 建築基準法 第7条の3第 2項の規定に よる建築物の 中間の検査の 申請に係る建 築物に同法第 87条の2の昇 降機に係る部 分が含まれる 場合における 同法第7条の 3第2項の規 定に基づく中 間の検査の申 請の当該部分 に対する審査、同法第87 条の2におい て準用する同 法第7条の3 第2項の規定 に基づく建築 設備の中間の 検査の申請に 対する審査又 は同法第88条 第1項におい て準用する同 法第7条の3 第2項の規定 に基づく工作 物の中間の検 査の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>	
<p>16～76 省略</p>	<p>省略</p>		<p>16～76 省略</p>	<p>省略</p>	
<p>77 宅地造成等 規制法（昭和 36年法律第 191号）第8条 第1項本文の 規定に基づく 宅地造成に関 する工事の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>		<p>77 宅地造成等 規制法（昭和 36年法律第 191号）第8条 第1項の 規定に基づく 宅地造成に関 する工事の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>	
<p>77の2 宅地造 成等規制法第 12条第1項の</p>	<p>宅地造 成に関 する工</p>	<p>変更の許可の申請1件につき、次 に掲げる宅地造成に関する工事の 計画の変更の区分に応じ、それぞ</p>			

<p>規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>事の計画の変更許可申請手数料</p>	<p>れ次に定める金額を合算した金額（その金額が420,000円を超えるときは、その手数料の金額は、420,000円とする。）</p> <p>(1) 切土又は盛土をする土地に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）切土又は盛土をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ77の項に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地への新たな土地の編入に係る計画の変更 新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ77の項に規定する金額</p>
<p>78～102 省略</p>		
<p>備考 省略</p>		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～9 省略		
<p>9の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加</p>	<p>教育職員の免許状の新教育領域の追加手数料</p>	<p>(1) 普通免許状の新教育領域の追加 3,300円</p> <p>(2) 臨時免許状の新教育領域の追加 1,700円</p>
10～64 省略		
<p>備考 省略</p>		

78～102 省略			
備考 省略			

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～9 省略		
10～64 省略		
備考 省略		

附 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。ただし、別表5の表77の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定（同表77の2の項に係る部分に限る。）は公布の日から、別表6の表9の項の次に次のように加える改正規定（同表9の2の項に係る部分に限る。）は平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第17条 昭和50年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分、各計算期間分又は各連結事業年度分の法人税割及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第17条 昭和50年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する各事業年度分、各計算期間分又は各連結事業年度分の法人税割及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、障害者の雇用の促進のための県税の特別措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「雇用障害者数」とは、法人又は個人が県内の事務所又は事業所において雇用する障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号に規定する精神障害者をいう。）である労働者であって県内に住所を有するもの（知事が定める要件を満たすものに限る。）の数（知事が定める算定方法によるものをいう。）をいう。

（事業税の不均一課税）

第3条 常時雇用する労働者（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する短時間労働者を除く。以下同じ。）の数が55人以下である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらに規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

2 常時雇用する労働者の数が55人以下である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成20年1月1日から平成22年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成19年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用がないものとして算定した事業税の額からこれらの規定を適用して算定した事業税の額を控除して得た金額が10万円に当該各事業年度又は各年の雇用障害者数から当該基準事業年度又は基準年の雇用障害者数を控除した数を乗じて得た金額を超える場合に課する事業税の額は、これらの規定の適用がないものとして算定した事業税の額から10万円に当該控除した数を乗じて得た金額を控除して得た金額とする。

（他の県税特別措置条例との関係）

第4条 前条の規定及び愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和47年愛媛県条例第6号）、愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）又は愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）（以下「県税特別措置条例」と総称する。）の規定の適用を受ける法人又は個人に課する事業税の額は、同条の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した金額から第2号の規定により算定した金額を控除して得た金額とする。

(1) 前条の規定の適用がないものとして県税特別措置条例の規定を適用して算定した事業税の額

(2) 前条及び県税特別措置条例の規定の適用がないものとして算定した事業税の額から県税特別措置条例の規定の適用がないものとして同条の規定を適用して算定した事業税の額を控除して得た金額

（申告）

第5条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、事業税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告書に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、県税に係る徴収金を滞納している法人又は個人その他知事がこの条例の規定を適用することが適当でないとする法人又は個人については、適用しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1 地方自治法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の5第1項の規定に基づく新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理に関する事務 (2) 法第9条の5第2項の規定に基づく新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理の告示に関する事務 (3) 法第260条第1項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理に関する事務 (4) 法第260条第2項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理の告示に関する事務	各市町	1 削除	
1の2～7 省略		1の2～7 省略	
7の2 国有財産法(昭和23年法律第73号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項の規定により市町長が指定した河川の用に供される国有財産に係るものに限る。) (1) 法第31条の2第1項の規定に基づく土地の立入りに関する事務 (2) 法第31条の2第2項の規定に基づく土地の立入りの通知及び公告に関する事務 (3) 法第31条の2第5項の規定に基づく土地の立入りに伴う損失の補償に関する事務 (4) 法第31条の3第1項及び第3項の規定に基づく境界の確定の協議に関する事務	各市町		

<p>(5) <u>法第31条の4第1項の規定に基づく境界の決定のための調査に関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第31条の4第2項の規定に基づく境界の決定に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第31条の4第3項の規定に基づく地方審議会への諮問に関する事務</u></p> <p>(8) <u>法第31条の4第5項の規定に基づく境界等の通知及び公告に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第31条の5第1項の規定に基づく境界に同意しない旨の通告の受理に関する事務</u></p> <p>(10) <u>法第31条の5第3項の規定に基づく境界が確定した旨の通知及び公告に関する事務</u></p>			
<p>8～11 省略</p>		<p>8～11 省略</p>	
<p>12 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第12条第5項の准看護師免許証の交付に関する事務</u></p> <p>(3)～(21) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>12 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第12条第2項の准看護師免許証の交付に関する事務</u></p> <p>(3)～(21) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>13 省略</p>		<p>13 省略</p>	
<p>14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第19号から第44号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。)</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>法第7条第3項の規定に基づく診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに許可証の交付に関する事務</u></p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>法第12条の2第1項の規定に基づく地域医療支援病院の開設者の報告書の提出の受付及び知事への送付に関する事務</u></p> <p>(10)～(22) 省略</p> <p>(22)の2 <u>法第46条の4第3項第4号の規定に基づく監事の報告の受理に関する事務</u></p> <p>(23)～(25) 省略</p> <p>(26) <u>法第52条第1項の規定に基づく医療法人の事業報告書等の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(26)の2 <u>法第52条第2項の規定に基づく医療法人の定款等の閲覧に関する事務</u></p> <p>(27)・(28) 省略</p> <p>(29)及び(30) 削除</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第19号から第44号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条第1項若しくは第2項に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。)</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>法第7条第3項の規定に基づく診療所の療養病床の設置又は病床数等の変更の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに許可証の交付に関する事務</u></p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>法第12条の2の規定に基づく地域医療支援病院の開設者の報告書の提出の受付及び知事への送付に関する事務</u></p> <p>(10)～(22) 省略</p> <p>(23)～(25) 省略</p> <p>(26) <u>法第51条第1項の規定に基づく医療法人の決算の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(27)・(28) 省略</p> <p>(29) <u>法第56条第2項の規定に基づく解散した</u> <u>社団たる医療法人の残余財産の処分の認可</u></p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>(31) ~ (34) 省略</p> <p>(35) 削除</p> <p>(36) ~ (41) 省略</p> <p>(42) 削除</p> <p>(43) ~ (45) 省略</p> <p>(46) 政令第4条第2項の規定に基づく診療所の _____ 病床数等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(47)・(48) 省略</p> <p>(49) 政令第5条の11第1項の規定に基づく医療法人台帳の備付けに関する事務</p> <p>(50) 政令第5条の11第2項の規定に基づく医療法人の主たる事務所の移転の通知に関する事務</p> <p>(51) 政令第5条の12の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受理に関する事務</p> <p>(52) 政令第5条の13の規定に基づく役員の変更の届出の受理に関する事務</p>		<p>に関する事務</p> <p>(30) 法第56条第3項の規定に基づく解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属の認可に関する事務</p> <p>(31) ~ (34) 省略</p> <p>(35) 法第64条の2の規定に基づく特別医療法人に対する収益業務の停止の命令に関する事務</p> <p>(36) ~ (41) 省略</p> <p>(42) 法第68条において準用する民法第59条第3号の規定に基づく監事の報告の受理に関する事務</p> <p>(43) ~ (45) 省略</p> <p>(46) 政令第4条第2項の規定に基づく診療所の療養病床の病床数等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(47)・(48) 省略</p> <p>(49) 政令第5条の6第1項の規定に基づく医療法人台帳の備付けに関する事務</p> <p>(50) 政令第5条の6第2項の規定に基づく医療法人の主たる事務所の移転の通知に関する事務</p> <p>(51) 政令第5条の7の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受理に関する事務</p> <p>(52) 政令第5条の8の規定に基づく役員の変更の届出の受理に関する事務</p>	
<p>14の2 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条 _____ に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(3)の2 法第46条の4第3項第4号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) ~ (6) 省略</p> <p>(7) 法第52条第1項の規定に基づく医療法人の事業報告書等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>(10)及び(11) 削除</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>14の2 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条第1項若しくは第2項に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) ~ (6) 省略</p> <p>(7) 法第51条第1項の規定に基づく医療法人の決算 _____ の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>(10) 法第56条第2項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく解散した社団たる医療法人の残余財産の処分の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(11) 法第56条第3項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含</p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>(12) ~ (15) 省略</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p>(19) 医療法施行令(以下この項において「政令」という。)第5条の12の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(20) 政令第5条の13の規定に基づく役員の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p>		<p>む。)の規定に基づく解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(12) ~ (15) 省略</p> <p>(16) 法第68条において準用する民法第59条第3号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p>(19) 医療法施行令(以下この項において「政令」という。)第5条の7の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(20) 政令第5条の8の規定に基づく役員の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p>	
<p>14の3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(1) 法第52条第1項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく換地計画の認可に関する事務</p> <p>(2) 法第52条の2第1項(法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく換地計画の適否の決定及び通知に関する事務</p> <p>(3) 法第52条の2第3項(法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく農業委員会の意見の聴取に関する事務</p> <p>(4) 法第52条の2第4項(法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。)において準用する法第8条第6項の規定に基づく換地計画を適当とする旨の公告及び換地計画書の縦覧に関する事務</p> <p>(5) 法第52条の3第1項(法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく異議の申出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第52条の3第2項(法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。)において準用する法第9条第2項の規定に基づく専門的知識等を有する者の意見の聴取及び異議の申出の決定に関する事務</p> <p>(7) 法第53条の4第1項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく換地計画の変更の認可に関する事務</p>	<p>今治市及び松前町</p>		

<p>(8) 法第54条第3項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく換地処分をした旨の届出の受理に関する事務</p> <p>(9) 法第54条第4項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく換地処分があった旨の公告に関する事務</p> <p>(10) 法第54条第5項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告をした旨の通知に関する事務</p>			
<p>15 土地改良法(_____ 以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(1)~(7) 省略</p>	<p>各市町</p>	<p>15 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(1)~(7) 省略</p>	<p>各市町</p>
<p>16 省略</p>		<p>16 省略</p>	
<p>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第33条の4第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第33条の4第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>17の2~26 省略</p>		<p>17の2~26 省略</p>	
<p>26の2 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可に関する事務</p> <p>(2) 法第20条第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可に関する事務</p> <p>(3) 法第20条第3項の規定に基づく愛媛県農業会議の意見の聴取に関する事務</p>	<p>宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市、松野町、鬼北町及び愛南町</p>		
<p>27~35 省略</p>		<p>27~35 省略</p>	
<p>36 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 臨床検査技師等に関する法律施行令 _____ (昭和33年政令第226号。以下この項において「政令」という。)第1条の規定により知事を経由する法第3条の規定に基づく臨床検査技師 _____ の免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>36 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号。以下この項において「政令」という。)第3条の規定により知事を経由する法第3条の規定に基づく臨床検査技師又は衛生検査技師の免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の</p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>交付に関する事務</p> <p>(2) 政令第3条第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく名簿の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第4条第1項の規定により知事を経由する同条の規定に基づく名簿の登録の消除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第5条第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(5) 政令第6条第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく免許証の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(6) 政令第6条第5項及び第7条の規定により知事を経由するこれらの規定に基づく免許証の返納の受付及び知事への送付に関する事務</p>		<p>交付に関する事務</p> <p>(2) 政令第5条第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく名簿の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第6条第1項の規定により知事を経由する同条の規定に基づく名簿の登録の消除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第7条第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(5) 政令第8条第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく免許証の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(6) 政令第8条第5項及び第9条の規定により知事を経由するこれらの規定に基づく免許証の返納の受付及び知事への送付に関する事務</p>	
<p>37～39 省略</p>		<p>37～39 省略</p>	
<p>40 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(22) 省略</p> <p>(23) 法第69条第2項の規定に基づく薬局開設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する報告の徴収及び立入検査(法第8条の2第1項及び第2項の規定並びに法第72条の3に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために行うものを除く。)に関する事務</p> <p>(24)～(29) 省略</p> <p>(30) 法第72条の4の規定に基づく薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する業務運営改善等の措置命令に関する事務</p> <p>(31)～(64) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>40 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(22) 省略</p> <p>(23) 法第69条第2項の規定に基づく薬局開設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する報告の徴収及び立入検査 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ に関する事務</p> <p>(24)～(29) 省略</p> <p>(30) 法第72条の3の規定に基づく薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する業務運営改善等の措置命令に関する事務</p> <p>(31)～(64) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>40の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定に関する事務</p> <p>(1)の2 法第3条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公示、報告及び通知に関する事務</p> <p>(2) 法第4条第1項(法第20条第3項において</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>	<p>40の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条 _____ の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定に関する事務</p> <p>(2) 法第4条 _____</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>

<p>準用する場合を含む。)の規定に基づく土地の立入りに関する事務</p> <p>(3) 法第5条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(3)の2 法第5条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく障害物を伐除した旨の通知に関する事務</p> <p>(4) 法第7条(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく土地の立入り等に伴う損失の補償に関する事務</p> <p>(5) 法第20条第1項の規定に基づく造成宅地防災区域の指定に関する事務</p> <p>(6) 法第20条第2項の規定に基づく造成宅地防災区域の指定の解除に関する事務</p> <p>(7) 法第21条第2項の規定に基づく造成宅地の擁壁等の設置等の勧告に関する事務</p> <p>(8) 法第22条第1項及び第2項の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(9) 法第22条第3項において準用する法第14条第5項の規定に基づく監督処分に関する事務</p>		<p>_____の規定に基づく土地の立入りに関する事務</p> <p>(3) 法第5条 _____ _____の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(4) 法第7条 _____ _____の規定に基づく土地の立入り等に伴う損失の補償に関する事務</p>	
<p>41 宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項本文の規定に基づく工事の許可に関する事務 _____</p> <p>(1)の2 法第10条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務</p> <p>(2) 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国又は県が行う工事の協議に関する事務</p> <p>(2)の2 法第12条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可に関する事務</p> <p>(2)の3 法第12条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第13条の規定に基づく工事の完了の検査に関する事務</p> <p>(4) 法第14条(法第17条第3項において法第14条第5項の規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく監督処分に関する事務</p> <p>(5) 法第15条の規定に基づく工事等の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第16条第2項の規定に基づく宅地の擁壁等の設置等の勧告に関する事務</p> <p>(7) 法第17条第1項及び第2項の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(8) 法第18条第1項の規定に基づく立入検査に関する事務</p>	<p>各市(中核市を除く。)</p>	<p>41 宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条 _____の規定に基づく工事の許可に関する事務(法第10条の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務を含む。)</p> <p>(2) 法第11条 _____ _____の規定に基づく国又は県が行う工事の協議に関する事務</p> <p>(3) 法第12条の規定に基づく工事の完了の検査に関する事務</p> <p>(4) 法第13条 _____ _____の規定に基づく監督処分に関する事務</p> <p>(5) 法第14条の規定に基づく工事等の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第15条第2項の規定に基づく宅地の保全等 _____の勧告に関する事務</p> <p>(7) 法第16条 _____の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(8) 法第17条 _____の規定に基づく立入検査に関する事務</p>	<p>各市(中核市を除く。)</p>

<p>(9) 法第19条の規定に基づく報告の徴収に関する事務</p> <p>(10) 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条の規定に基づく証明に関する事務</p> <p>(11) 省略</p>		<p>(9) 法第18条の規定に基づく報告の徴収に関する事務</p> <p>(10) 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第8条の2の規定に基づく証明に関する事務</p> <p>(11) 省略</p>	
<p>42 宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項本文の規定に基づく工事の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国又は県が行う工事の協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の2 法第12条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の3 法第12条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定に基づく工事の完了の検査の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 法第15条の規定に基づく工事等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 法第19条の規定に基づく報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 省略</p>	<p>各町</p>	<p>42 宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項の規定に基づく工事の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第11条 _____ の規定に基づく国又は県が行う工事の協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第12条第1項の規定に基づく工事の完了の検査の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 法第14条の規定に基づく工事等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 法第18条の規定に基づく報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 省略</p>	<p>各町</p>
<p>43～53 省略</p>		<p>43～53 省略</p>	
<p>54 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下この項において「政令」という。)第19条の登録証明書の交付に関する事務</p> <p>(3) 政令第20条及び第21条の規定に基づく届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>54 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下この項において「政令」という。)第17条の登録証明書の交付に関する事務</p> <p>(3) 政令第18条及び第19条の規定に基づく届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>55～56の3 省略</p>		<p>55～56の3 省略</p>	
<p>56の4 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の</p>	<p>八幡浜市、 上島町及び 愛南町</p>		

設置又は変更の届出の受理並びに同項の規定により知事を経由する同項の届出の受理及び当該届出に係る届出書の特定行政庁への送付に関する事務

(2) 法第5条第2項の規定に基づく浄化槽の設置又は変更の計画の改善の勧告に関する事務

(3) 法第5条第4項ただし書の規定に基づく届出の内容が相当であると認める旨の通知に関する事務

(4) 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく水質検査の実施の報告の受理に関する事務

(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく水質検査の受検の指導及び助言に関する事務

(6) 法第7条の2第2項の規定に基づく水質検査の受検の勧告に関する事務

(7) 法第7条の2第3項の規定に基づく措置命令に関する事務

(8) 法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽の使用開始の報告の受理に関する事務

(9) 法第10条の2第2項の規定に基づく技術管理者の変更の報告の受理に関する事務

(10) 法第10条の2第3項の規定に基づく浄化槽管理者の変更の報告の受理に関する事務

(11) 法第11条の2の規定に基づく浄化槽の使用の廃止の届出の受理に関する事務

(12) 法第12条第1項の規定に基づく浄化槽の保守点検又は清掃の助言、指導又は勧告に関する事務

(13) 法第12条第2項の規定に基づく改善措置等に関する事務

(14) 法第12条の2第1項の規定に基づく水質検査の受検の指導及び助言に関する事務

(15) 法第12条の2第2項の規定に基づく水質検査の受検の勧告に関する事務

(16) 法第12条の2第3項の規定に基づく措置命令に関する事務

(17) 法第53条第1項の規定に基づく報告の徴収(同項第1号、第4号及び第5号に掲げる者に係るものに限る。)に関する事務

(18) 法第53条第2項の規定に基づく立入検査又は質問(同条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる者に係るものに限る。)に関する事務

57～59の4 省略

60 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)に基づく事務のうち、同令第59条の2第1号の規定に基づく両下肢等の障害の程度の証明に関する事務

61・62 省略

各市町(中核市を除く。)

57～59の4 省略

60 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)に基づく事務のうち、同令第59条の2第1号の規定に基づく両下肢等の障害の程度の証明に関する事務

61・62 省略

各市(中核市を除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表17の項、36の項及び54の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第8条の規定によりなおその効力を有することとされる同条に規定する旧特別医療法人に係る同法第2条の規定による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第64条の2の規定に基づく収益業務の停止の命令に関する事務の処理については、同条の規定がなおその効力を有する間は、改正前の愛媛県事務処理の特例に関する条例別表14の項第35号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法第64条の2」とあるのは、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第8条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の医療法第64条の2」とする。
- 3 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第3条第1項に規定する者に係る同政令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第3条、第5条第2項、第6条第1項、第7条第2項、第8条第2項及び第5項並びに第9条の規定に基づく事務の処理については、改正前の愛媛県事務処理の特例に関する条例別表36の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。）」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）」と、同項第1号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同政令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」と、「この項において「政令」という」とあるのは「この項において「旧政令」という」と、「知事を経由する法第3条の規定に基づく」とあるのは「知事を経由する」と、同項第2号から第6号までの規定中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

○愛媛県条例第12号

愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例（平成17年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(国民保護対策本部の会議)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、<u>防衛大臣</u> がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。</p>	<p>(国民保護対策本部の会議)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、<u>防衛庁長官</u> がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資産等報告書等の提出又は作成)</p> <p>第2条 議員又は知事は、その任期開始の日(再選挙若しくは補欠選挙により議員となった者又は再選挙により知事となった者)にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者においては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員又は知事にあってはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議員にあっては愛媛県議会議長(以下「議長」という。)に提出し、知事にあっては作成しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(株券にあっては、規則で定めるものに限る。)</u> 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(資産等報告書等の提出又は作成)</p> <p>第2条 議員又は知事は、その任期開始の日(再選挙若しくは補欠選挙により議員となった者又は再選挙により知事となった者)にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者においては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員又は知事にあってはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議員にあっては愛媛県議会議長(以下「議長」という。)に提出し、知事にあっては作成しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>金銭信託 金銭信託の元本の額</u></p> <p>(6) <u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(株券にあっては、規則で定めるものに限る。)</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例

愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第4条)</p> <p>第2章 公文書の公開(第5条 <u>第18条</u>)</p> <p>第3章 不服申立て等</p> <p>第1節 諮問等(第19条 <u>第22条</u>)</p> <p>第2節 <u>愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(第23条 第31条)</u></p> <p>第4章 補則(第32条 第39条)</p> <p>附則</p> <p>(公開請求の手續)</p> <p>第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第4条)</p> <p>第2章 公文書の公開(第5条 <u>第17条</u>)</p> <p>第3章 不服申立て等</p> <p>第1節 諮問等(第18条 <u>第21条</u>)</p> <p>第2節 <u>愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(第22条 第30条)</u></p> <p>第4章 補則(第31条 <u>第38条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(公開請求の手續)</p> <p>第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p>

(1)～(3) 省略

(4) その他実施機関（議会にあっては、議長。次項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第38条において同じ。）が定める事項

2 省略

第17条 省略

（公文書の任意公開）

第18条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

（不服申立てがあった場合の審査会への諮問）

第19条 実施機関（議会を除く。次条及び第21条において同じ。）は、公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

第20条 省略

（不服申立てに対する裁決又は決定）

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第22条 省略

（設置等）

第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）第40条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～5 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

（委員による調査手続）

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の送付）

第28条 審査会は、第24条第4項又は第26条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを

(1)～(3) 省略

(4) その他実施機関（議会にあっては、議長。次項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第37条において同じ。）が定める事項

2 省略

第17条 省略

（公文書の任意公開）

第18条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

（不服申立てがあった場合の審査会への諮問）

第18条 実施機関（議会を除く。次条及び第20条において同じ。）は、公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

第19条 省略

（不服申立てに対する裁決又は決定）

第20条 実施機関は、第18条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第21条 省略

（設置等）

第22条 第18条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）第40条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～5 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

（委員による調査手続）

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の送付）

第27条 審査会は、第23条第4項又は第25条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを

除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）
に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

- 第29条** 省略
第30条 省略
第31条 省略
第32条 省略
第33条 省略
第34条 省略
第35条 省略
第36条 省略
第37条 省略
第38条 省略

（罰則）

- 第39条** 第23条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年
以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）
に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

- 第28条** 省略
第29条 省略
第30条 省略
第31条 省略
第32条 省略
第33条 省略
第34条 省略
第35条 省略
第36条 省略
第37条 省略

（罰則）

- 第38条** 第22条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年
以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県資源循環促進基金条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県資源循環促進基金条例

（設置）

- 第1条** 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を
促進するための施策に要する経費の財源に充てるため、資源循環促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

- 第2条** 基金として積み立てる額は、愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）の規定により県に納入され、又は納付され
た資源循環促進税額に相当する額から資源循環促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額として一般会計歳入歳出予
算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

- 第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

- 第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

- 第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

- 第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替
えて運用することができる。

（委任）

- 第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県感染症診査協議会条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県感染症診査協議会条例等の一部を改正する等の条例

（愛媛県感染症診査協議会条例の一部改正）

- 第1条** 愛媛県感染症診査協議会条例（平成11年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(設置)</p> <p>第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第2項の規定に基づき、県が設置する全部の保健所を通じて愛媛県感染症診査協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員35人以内で組織する。</p> <p>2 協議会に、特別の事項を審議等させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 _____委員は、次に掲げる者について、それぞれ1人以上とする。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法律に関し学識経験を有する者</p> <p>(4) 医療及び法律以外の学識経験を有する者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 臨時委員は、第1項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議等が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。</p> <p>7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 会長は、知事が指名する_____。</p> <p>3 省略</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第5条 協議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">感染症分科会</td> <td style="text-align: center;">感染症（結核を除く。）に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">結核分科会</td> <td style="text-align: center;">結核に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、第3条第1項各号に掲げる者のうちからそれぞれ1人以上とし、知事が指名する。</p> <p>3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員のうちから知事が指名する。</p> <p>4 分科会長は、分科会の事務を掌理する。</p> <p>5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があら</p>	名 称	所 掌 事 務	感染症分科会	感染症（結核を除く。）に関する事項	結核分科会	結核に関する事項	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称を冠する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 任命される委員は、次に掲げる者について、それぞれ1人以上とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 医療_____以外の学識経験を有する者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員_____の任期は、前任者_____の残任期間とする。</p> <p>3 省略</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 省略</p> <p>4 会長に事故があるとき_____は、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p>
名 称	所 掌 事 務						
感染症分科会	感染症（結核を除く。）に関する事項						
結核分科会	結核に関する事項						

じめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、分科会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(部会)

第6条 協議会及び分科会に、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(会議)

第7条 省略

2 協議会の会議は、第3条第1項各号に掲げる者である委員がそれぞれ1人以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4・5 省略

6 前各項の規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「分科会長又は部会長」と、第2項中「それぞれ1人以上」とあるのは「半数以上」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部 _____ において総括し、及び処理する。ただし、感染症分科会に係るものについては規則で定める保健所において、結核分科会に係るものについては愛媛県松山保健所において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で _____ 定める。

(会議)

第6条 省略

2 協議会の会議は、第4条第1項各号に掲げる者である委員がそれぞれ1人以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員 _____ の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4・5 省略

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において _____ 処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の _____ 運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第57条 <u>精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する保健師が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づく相談指導業務(精神障害者及びその家族等を訪問して行うものに限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の14の規定に基づく訪問指導業務に従事したときに支給する。</u></p>	<p>(精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第57条 <u>精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する保健師が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づく相談指導業務(精神障害者及びその家族等を訪問して行うものに限る。)又は結核予防法(昭和26年法律第96号)第25条 _____ の規定に基づく訪問指導業務に従事したときに支給する。</u></p>

(愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

第3条 愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限
省略				省略			
教育委員会	省略			教育委員会	省略		
	愛媛県教職員健康審査委員会	教職員の休職、休職の期間の延長、復職及び採用に際しての健康状態の審査及び _____意見 の答申に関する事務	5人		愛媛県教職員結核審査委員会	教職員の結核予防に関する審査を行うとともに、休職、休職延長、復職及び新採用についての結核及び身体検査の審査並びに意見の答申に関する事務	5人

（愛媛県結核診査協議会条例の廃止）

第4条 愛媛県結核診査協議会条例（昭和26年愛媛県条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
省略			省略		
愛媛県立子ども療育センター	心身に障害のある児童等に対し、保護、治療、日常生活の指導、自立自活に必要な訓練等を行うとともに、保護者に対する療育指導及び情報提供、各種の相談等を行う。	東温市	愛媛整肢療護園	上し、下し又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える。	松山市
			愛媛県心身障害者歯科診療車	心身障害者に対し歯科の診療及び保健指導を行う。	—
省略			省略		
愛媛県心と体の健康センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行うとともに、不妊及び難病に関する相談等を行う。	松山市	愛媛県精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行う_____。	松山市

省略		

愛媛県健康増進センタ 二	健康の増進に関する知識の普及、情報の収集及び提供、調査研究並びに相談を行うとともに、健康の増進に係る人材の養成等を行う。	松山市
省略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。
(愛媛整肢療護園使用料条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 愛媛整肢療護園使用料条例 (昭和27年愛媛県条例第65号)
 - (2) 愛媛県健康増進センター使用料条例 (昭和50年愛媛県条例第21号)
 (愛媛整肢療護園使用料条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前の愛媛整肢療護園の使用に係る使用料の徴収及び減免については、なお従前の例による。
(愛媛県健康増進センター使用料条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の日前の愛媛県健康増進センターの使用に係る使用料の徴収及び減免については、なお従前の例による。
(職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正)
- 5 職員の特務勤務手当に関する条例 (昭和27年愛媛県条例第29号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特務勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特務勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特務勤務手当</p> <p>(8)～(32) 省略</p> <p>(児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特務勤務手当)</p> <p>第15条 児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特務勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童相談所に勤務する職員が従事する児童の心理判定作業及び心と体の健康センターに勤務する職員 (専ら心理判定作業に従事する職員に限る。) が従事する精神障害者等の心理判定作業</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 心と体の健康センターに勤務する職員が従事する精神障害者等の看護及び生活指導の作業</p> <p>(精神障害者等訪問指導業務従事職員の特務勤務手当)</p> <p>第57条 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特務勤務手当は、保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第 1 項の規定に基づく相談指導業務 (精神障害者及びその家族等を訪問して行うものに限る。) 又は結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第25条の規定に基づく訪問指導業務に従事したときに支給する。</p>	<p>(特務勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特務勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特務勤務手当</p> <p>(8)～(32) 省略</p> <p>(児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特務勤務手当)</p> <p>第15条 児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特務勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童相談所に勤務する職員が従事する児童の心理判定作業及び精神保健福祉センターに勤務する職員 (専ら心理判定作業に従事する職員に限る。) が従事する精神障害者等の心理判定作業</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 精神保健福祉センターに勤務する職員が従事する精神障害者等の看護及び生活指導の作業</p> <p>(精神障害者等訪問指導業務従事職員の特務勤務手当)</p> <p>第57条 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特務勤務手当は、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する保健師が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第 1 項の規定に基づく相談指導業務 (精神障害者及びその家族等を訪問して行うものに限る。) 又は結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第25条の規定に基づく訪問指導業務に従事したときに支給する。</p>

(愛媛県精神保健福祉センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- 6 愛媛県精神保健福祉センターにおける使用料及び手数料徴収条例 (昭和47年愛媛県条例第42号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例</p> <p>(診療等の使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第1条 愛媛県心と体の健康センターにおいて、診療を受け、又は診断書その他の医業文書の交付を受ける者に対し、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p>	<p>愛媛県精神保健福祉センターにおける使用料及び手数料徴収条例</p> <p>(診療等の使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第1条 愛媛県精神保健福祉センターにおいて、診療を受け、又は診断書その他の医業文書の交付を受ける者に対し、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p>

○愛媛県条例第18号

精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例

(報告)

第1条 精神科病院の管理者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の7第1項、第2項又は第4項の規定による命令を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して5年を経過しないもの又は同条第1項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと知事が認める者に限る。)は、規則で定めるところにより、当該精神科病院に入院中の任意入院者(自ら入院した精神障害者であって、入院後1年以上を経過しているもの又は入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項の規定による行動の制限を受けたもの若しくは夜間以外の時間帯に当該精神科病院から自由に外出することを制限されたものに限る。以下同じ。)について、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 症状
- (2) 入院年月日及び前回の報告の年月日
- (3) 精神科病院の名称及び所在地
- (4) 任意入院者の住所、氏名、性別及び生年月日
- (5) 生活歴及び現病歴
- (6) 今後の治療方針
- (7) 診察年月日及び診察した精神保健指定医の氏名
- (8) 病名及び過去12月間の病状又は状態像の経過の概要
- (9) 過去12月間の外泊の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定による報告は、次の各号に掲げる任意入院者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

- (1) 入院後1年以上を経過している任意入院者 その入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月の末日
- (2) 入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項の規定による行動の制限を受けた任意入院者又は夜間以外の時間帯に当該入院中の精神科病院から自由に外出することを制限された任意入院者(前号に掲げる任意入院者を除く。) その入院の日から起算して6月を経過した日の属する月の末日

(規則への委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第19号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

(理容師法施行条例の一部改正)

第1条 理容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運用を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第21号

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例

(使用料及び手数料の徴収)

第1条 愛媛県立子ども療育センター(以下「センター」という。)を使用する者又はその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号によるものを除く。)から、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 センターにおいて、診断書その他の文書等の交付を受ける者から、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の額)

第2条 前条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援(以下「指定施設支援」という。) 同条第2項の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額
- (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。) 同法第29条第3項の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額
- (3) 診療 健康保険法(大正11年法律第70号)又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による療養又は医療に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として規則で定める額
- (4) 重症心身障害児等の通所 食事の提供に要する費用として規則で定める額

- 2 前項に定めるもののほか、センターの施設、附属設備及び備品を使用する場合の使用料の額は、実費を勘案して規則で定める額とする。
- 3 前条第2項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき4,720円の範囲内で規則で定める額とする。

(使用料及び手数料の納付時期)

第3条 前条第1項の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号の使用料 指定施設支援又は短期入所を受けた日の属する月の翌月の末日
- (2) 前条第1項第3号の使用料 診療を受けた日又は入院その他知事が必要と認めるときは、知事が指定する日
- (3) 前条第1項第4号の使用料 食事の提供を受けた日の属する月の翌月の末日

- 2 前条第2項の使用料は、センターの施設、附属設備及び備品の使用の際に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。

- 3 手数料は、診断書その他の文書等の交付の申請の際に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。

(使用料及び手数料の減免)

第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料及び手数料を減免することができる。

(使用料及び手数料の不還付)

第5条 既に納付した使用料及び手数料は、還付しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

石手川ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例及び愛媛県立医療技術短期大学条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

石手川ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例及び愛媛県立医療技術短期大学条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 石手川ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例(昭和44年愛媛県条例第29号)
- (2) 愛媛県立医療技術短期大学条例(昭和62年愛媛県条例第36号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、本則第1号の規定は、公布の日から施行する。
(愛媛県立医療技術短期大学条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に愛媛県立医療技術短期大学に在学した者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。
(職員の分限に関する条例の一部改正)
- 3 職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休職の事由) 第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学 _____ の学長、学部長、教授、助教授及び講師(常時勤務する者に限る。)並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。)には、これらを休職にすることができる。	(休職の事由) 第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の学長、学部長、教授、助教授及び講師(常時勤務する者に限る。)並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。)には、これらを休職にすることができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第5(第3条関係) 大学教育職員給料表 省略 備考 この表は、愛媛県立医療技術大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師又は助手 _____ に適用する。	別表第5(第3条関係) 大学教育職員給料表 省略 備考 この表は、大学 _____ に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(愛媛県職員定数条例の一部改正)

- 5 愛媛県職員定数条例(昭和30年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員</p> <p>ア 知事の事務部局の職員（愛媛県立医療技術大学_____の職員を除く。） 4,561人</p> <p>イ 愛媛県立医療技術大学_____の職員 74人</p> <p>(2)～(8) 省略</p> <p>計 7,267人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員</p> <p>ア 知事の事務部局の職員（愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員を除く。） 4,561人</p> <p>イ 愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員 74人</p> <p>(2)～(8) 省略</p> <p>計 7,267人</p>

○愛媛県条例第23号

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県道路占用料徴収条例（昭和43年愛媛県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(占用料の額)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 既に納めた占用料は、返還しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を<u>超える</u>ときは、その<u>超える</u>額の占用料は、返還する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">占 用 物 件</th> <th colspan="4">占 用 料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>市の区域</th> <th>町の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>省略</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占 用 物 件	占 用 料				単 位	所 在 地			市の区域	町の区域	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略					長さ1メートルにつき1年	省略	5	4		省略				<p>(占用料の額)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第19条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 既に納めた占用料は、返還しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を<u>こえる</u>ときは、その<u>こえる</u>額の占用料は、返還する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">占 用 物 件</th> <th colspan="4">占 用 料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>市の区域</th> <th>町の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>省略</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占 用 物 件	占 用 料				単 位	所 在 地			市の区域	町の区域	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略					長さ1メートルにつき1年	省略	5	4		省略			
占 用 物 件		占 用 料																																																			
		単 位	所 在 地																																																		
	市の区域		町の区域																																																		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略																																																				
	長さ1メートルにつき1年	省略	5	4																																																	
	省略																																																				
占 用 物 件	占 用 料																																																				
	単 位	所 在 地																																																			
		市の区域	町の区域																																																		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略																																																				
	長さ1メートルにつき1年	省略	5	4																																																	
	省略																																																				

省略				
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	省略		占有面積1平方メートルにつき1年	省略
令第7条第8号に掲げる器具				Aに0.018を乗じて得た額
令第7条第9号及び第10号に掲げる施設	省略			省略

備考
1～6 省略
7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第9号及び第10号に掲げる施設）について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
8・9 省略

省略				
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	省略		占有面積1平方メートルにつき1年	省略
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所		省略		省略

備考
1～6 省略
7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所）について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
8・9 省略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町が処理する事務）</p> <p>第48条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町（中核市及び次項各号に掲げる市町を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、前項第1号から第5号までに掲げる事務は、<u>次に掲げる市町</u>が処理することとする。</p> <p>(1) 大洲市</p> <p>(2) 内子町</p> <p>3 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>前項各号に掲げる市町</u>が処理することとする。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第49条 省略</p> <p>2 第2章から第4章までの規定（これらの規定に係る罰則を含</p>	<p>（市及び町が処理する事務）</p> <p>第48条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市（中核市及び大洲市を除く。）及び町が処理することとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、前項第1号から第5号までに掲げる事務は、<u>大洲市</u>が処理することとする。</p> <p>3 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>大洲市</u>が処理することとする。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第49条 省略</p> <p>2 第2章から第4章までの規定（これらの規定に係る罰則を含</p>

む。)は、前条第2項各号に掲げる市町の区域については、適用しない。

む。)は、大洲市_____の区域については、適用しない。

第2条 愛媛県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町が処理する事務)</p> <p>第48条 省略</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、前項第1号から第5号までに掲げる事務は、次に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>(1) <u>宇和島市</u></p> <p>(2) <u>八幡浜市</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(市町が処理する事務)</p> <p>第48条 省略</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、前項第1号から第5号までに掲げる事務は、次に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第25号

愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する等の条例

(愛媛県建築審査会条例の一部改正)

第1条 愛媛県建築審査会条例（昭和25年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(幹事及び書記)</p> <p>第3条 審査会に幹事及び書記若干名を置き、<u>関係職員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(幹事及び書記)</p> <p>第3条 審査会に幹事及び書記若干名を置き、<u>関係吏員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県食品行商条例の一部改正)

第2条 愛媛県食品行商条例（昭和27年愛媛県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査又は検査)</p> <p>第11条 知事は、食品衛生上の危害を除くために必要があるときは、行商人の営業施設、取扱方法その他必要な事項について報告を求め、又は<u>当該職員</u>に食品及び設備等について検査させることができる。</p>	<p>(調査又は検査)</p> <p>第11条 知事は、食品衛生上の危害を除くために必要があるときは、行商人の営業施設、取扱方法その他必要な事項について報告を求め、又は<u>当該吏員</u>に食品及び設備等について検査させることができる。</p>

(愛媛県ふぐ取扱者条例の一部改正)

第3条 愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(立入検査)</p> <p>第11条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員にふぐの取扱所その他の関係施設に立ち入り取扱いの状況等を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により当該職員に立入検査をさせる場合は、<u> </u>その身分を示す証票を携帯させなければならない。</p>	<p>(立入検査)</p> <p>第11条 知事は、必要があると認めるときは、当該吏員にふぐの取扱所その他の関係施設に立ち入り取扱いの状況等を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により当該吏員に立ち入り検査をさせる場合は、<u>これ</u>にその身分を示す証票を携帯させなければならない。</p>

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職にある県職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び旅費並びに旅費の弁償に関して定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(知事等の給与)</p> <p>第2条 前条第1号から第4号までに掲げる特別職の職員(第4号に掲げる特別職の職員のうち非常勤の者を除く。以下「知事等」という。)の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>(非常勤の監査委員等の給与)</p> <p>第5条 第1条第4号から第12号までに掲げる特別職の職員(第4号に掲げる特別職の職員のうち知事等に含まれる者を除く。以下「非常勤の監査委員等」という。)の受ける給与は、報酬とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">知事等の給料月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">特別職の職員の旅費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職 名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車 賃 (1キロメートルにつき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">日 当 (1日につき)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">宿 泊 料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食 卓 料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">その 他の 旅 費 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">甲 地 方</th> <th style="text-align: center;">乙 地 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	給 料 月 額	省略		省略		職 名	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)	その 他の 旅 費 額	甲 地 方	乙 地 方								<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職にある県職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び旅費並びに旅費の弁償に関して定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>出納長</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(知事等の給与)</p> <p>第2条 前条第1号から第5号までに掲げる特別職の職員(第5号に掲げる特別職の職員のうち非常勤の者を除く。以下「知事等」という。)の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>(非常勤の監査委員等の給与)</p> <p>第5条 第1条第5号から第13号までに掲げる特別職の職員(第5号に掲げる特別職の職員のうち知事等に含まれる者を除く。以下「非常勤の監査委員等」という。)の受ける給与は、報酬とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">知事等の給料月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>出 納 長</u></td> <td style="text-align: center;">880,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">特別職の職員の旅費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職 名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車 賃 (1キロメートルにつき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">日 当 (1日につき)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">宿 泊 料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食 卓 料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">その 他の 旅 費 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">甲 地 方</th> <th style="text-align: center;">乙 地 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	給 料 月 額	省略		<u>出 納 長</u>	880,000円	省略		職 名	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)	その 他の 旅 費 額	甲 地 方	乙 地 方							
職 名	給 料 月 額																																														
省略																																															
省略																																															
職 名	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)	その 他の 旅 費 額																																									
			甲 地 方	乙 地 方																																											
職 名	給 料 月 額																																														
省略																																															
<u>出 納 長</u>	880,000円																																														
省略																																															
職 名	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)	その 他の 旅 費 額																																									
			甲 地 方	乙 地 方																																											

省略					
副知事	省略				

管理者					
省略					

省略					
副知事	省略				
出納長					
管理者					
省略					

(愛媛県職員定数条例の一部改正)

第5条 愛媛県職員定数条例(昭和30年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、知事、管理者、人事委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会(学校以外の教育機関を含む。以下同じ。)及び労働委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(副知事 _____、管理者、会計管理者及び臨時職員を除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、知事、管理者、人事委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会(学校以外の教育機関を含む。以下同じ。)、<u>及び労働委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(副知事、出納長、管理者、副出納長</u>及び臨時職員を除く。)をいう。</p>

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 知事等の退職手当に関する条例(昭和31年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき、知事、副知事 _____及び管理者(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき、知事、副知事、<u>出納長</u>及び管理者(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>出納長 100分の35</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第7条 愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)</p>

<p>第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 知事、副知事、出納長及び地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員(以下本条中「吏員」という。)</p> <p>(2)～(20) 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 知事、副知事、出納長及び_____地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員(以下本項中「吏員」という。)</p> <p>(2)～(20) 省略</p> <p>4 省略</p>
---	---

(愛媛県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第8条 愛媛県特別職報酬等審議会条例(昭和39年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事_____の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>

(知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第9条 知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事_____、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)</p> <p>第2条 知事、副知事_____、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副知事_____、管理者及び常勤の監査委員 100分の15</p>	<p>(知事、副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)</p> <p>第2条 知事、副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員 100分の15</p>

(愛媛県副出納長設置条例の廃止)

第10条 愛媛県副出納長設置条例(昭和30年愛媛県条例第49号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p>

(1) 県立学校の職員	4,172人	(1) 県立学校の職員	4,233人
(2) 市町立学校の職員	9,161人	(2) 市町立学校の職員	9,205人
計	13,333人	計	13,438人

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例

(県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正)

第1条 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例(昭和23年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																													
第2条 授業料額は、次のとおりとする。		第2条 授業料額は、次のとおりとする。																																													
<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">高等学校</td> <td>全日制の課程</td> <td>年額</td> <td><u>118,800円</u></td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>年額</td> <td><u>32,400円</u></td> </tr> <tr> <td>以外の課程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>1単位につき</td> <td><u>1,750円</u></td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td>年額</td> <td><u>118,800円</u></td> </tr> <tr> <td>中等教育学校の後期課程</td> <td>年額</td> <td><u>118,800円</u></td> </tr> </table>	高等学校	全日制の課程	年額	<u>118,800円</u>	定時制の課程			単位制による課程	年額	<u>32,400円</u>	以外の課程			単位制による課程	1単位につき	<u>1,750円</u>	専攻科	年額	<u>118,800円</u>	中等教育学校の後期課程	年額	<u>118,800円</u>		<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">高等学校</td> <td>全日制の課程</td> <td>年額</td> <td><u>115,200円</u></td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>年額</td> <td><u>31,200円</u></td> </tr> <tr> <td>以外の課程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>1単位につき</td> <td><u>1,680円</u></td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td>年額</td> <td><u>115,200円</u></td> </tr> <tr> <td>中等教育学校の後期課程</td> <td>年額</td> <td><u>115,200円</u></td> </tr> </table>	高等学校	全日制の課程	年額	<u>115,200円</u>	定時制の課程			単位制による課程	年額	<u>31,200円</u>	以外の課程			単位制による課程	1単位につき	<u>1,680円</u>	専攻科	年額	<u>115,200円</u>	中等教育学校の後期課程	年額	<u>115,200円</u>	
高等学校		全日制の課程	年額	<u>118,800円</u>																																											
		定時制の課程																																													
		単位制による課程	年額	<u>32,400円</u>																																											
		以外の課程																																													
	単位制による課程	1単位につき	<u>1,750円</u>																																												
専攻科	年額	<u>118,800円</u>																																													
中等教育学校の後期課程	年額	<u>118,800円</u>																																													
高等学校	全日制の課程	年額	<u>115,200円</u>																																												
	定時制の課程																																														
	単位制による課程	年額	<u>31,200円</u>																																												
	以外の課程																																														
	単位制による課程	1単位につき	<u>1,680円</u>																																												
専攻科	年額	<u>115,200円</u>																																													
中等教育学校の後期課程	年額	<u>115,200円</u>																																													
2 前項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の課程又は通信制の課程に在学する者が高等学校の全日制の課程又は単位制による定時制の課程以外の定時制の課程において一部の科目を履修する場合の授業料額は、1単位につき <u>1,750円</u> とする。		2 前項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の課程又は通信制の課程に在学する者が高等学校の全日制の課程又は単位制による定時制の課程以外の定時制の課程において一部の科目を履修する場合の授業料額は、1単位につき <u>1,680円</u> とする。																																													
第8条 高等学校の単位制による定時制の課程の聴講料額は、1単位につき <u>1,750円</u> とする。		第8条 高等学校の単位制による定時制の課程の聴講料額は、1単位につき <u>1,680円</u> とする。																																													
2 省略		2 省略																																													

(県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正)

第2条 県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例(昭和24年愛媛県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 受講料及び聴講料は、1単位につき <u>330円</u> とする。	第3条 受講料及び聴講料は、1単位につき <u>320円</u> とする。

(愛媛県立高等技術専門校条例の一部改正)

第3条 愛媛県立高等技術専門校条例(昭和44年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入校選考料、入校料及び授業料)	(入校選考料、入校料及び授業料)
第4条 省略	第4条 省略
2 入校選考料、入校料及び授業料(以下「入校選考料等」という。)の額は、次のとおりとする。	2 入校選考料、入校料及び授業料(以下「入校選考料等」という。)の額は、次のとおりとする。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 授業料 年額 <u>118,800円</u>	(3) 授業料 年額 <u>115,200円</u>

(愛媛県立農業大学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正)

る授業又は指導に従事した場合に支給する。

第8条 前条に規定する手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき290円を超えて _____ 支給してはならない。

第10条 省略

(特別支援教育手当)

第10条の2 特別支援教育手当は、次に掲げる教育職員が障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に直接従事した場合に支給する。

- (1) 特別支援学校に勤務する教育職員
- (2) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条第2項に規定する特別支援学級を担当するもの
- (3) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、学校教育法施行規則第73条の21の規定による障害に応じた特別の指導を本務とするもの

第10条の3 前条に規定する手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき1,200円を超えて支給してはならない。

る授業又は指導に従事した場合に支給する。

- (1) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級
- (2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級

第8条 前条の _____ 手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき次の各号に掲げる額をこえて支給してはならない。

- (1) 前条第1号に規定する学級における授業又は指導 350円
- (2) 前条第2号に規定する学級における授業又は指導 290円

第10条 省略

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 削除</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第17条の3 省略</p> <p>2 前項に規定する管理職手当の月額、同項に規定する職にある者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p> <p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第17条の4 次に掲げる教育職員には、定時制通信教育手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県立の高等学校で、夜間において授業を行う課程を置くものの校長及び当該課程に関する校務を整理する教頭 (2) 県立の高等学校で、通信制の課程を置くものの校長及び当該課程に関する校務を整理する教頭 	<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条 次に掲げる教育職員には、その特殊性に基づき、給料月額につき調整額を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教育職員 (2) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に定める特殊学級を担当するもの (3) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第73条の21第1項の規定による心身の故障に応じた特別の指導に直接従事することを本務とするもの <p>2 前項の規定による給料の調整額の額は、調整前における給料月額100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p> <p>3 給料の調整額は、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算定の基礎となる給料の中に含まれるものとする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第17条の3 省略</p> <p>2 前項に規定する管理職手当の月額、当該教育職員が受けるべき _____ 給料月額の100分の16を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p> <p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第17条の4 県立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長及び定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員(実習助手については、人事委員会規則で定める者に限る。)には、定時制通信教育手当を支給する。</p>

<p>(3) 県立の高等学校において本務として夜間における定時制教育に従事する教育職員（実習助手については、人事委員会規則で定める者に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 県立の高等学校において本務として通信教育に従事する教育職員</p> <p>2 前項に規定する定時制通信教育手当の月額、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教育職員 当該教育職員が受けるべき給料月額に100分の5を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる教育職員 当該教育職員が受けるべき給料月額に100分の3を乗じて得た額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる教育職員 当該教育職員が受けるべき給料月額に100分の7を乗じて得た額</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる教育職員 当該教育職員が受けるべき給料月額に100分の5を乗じて得た額</p> <p>3 省略</p>	<p>2 前項に規定する定時制通信教育手当の月額は、当該教育職員が受けるべき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、管理職手当を受ける者にあつては、その者の給料月額に100分の8を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p>
---	---

（農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正）

第3条 農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例（昭和33年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教員」とは_____、教諭、助教諭又は県費負担の講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。</p> <p>（支給月額）</p> <p>第3条 産業教育手当の月額は、当該教員及び実習助手が受けるべき給料月額に100分の7を乗じて得た額とする。ただし、_____定時制通信教育手当を受ける者にあつては、その者の給料月額に100分の3_____を乗じて得た額とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教員」とは、<u>教頭</u>、教諭、助教諭又は県費負担の講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。</p> <p>第3条 産業教育手当の月額は、当該教員及び実習助手が受けるべき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、<u>管理職手当及び定時制通信教育手当</u>を受ける者にあつては、その者の給料月額に次に掲げる区分に応ずる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当</u>を受ける者 100分の3</p> <p>(2) <u>定時制通信教育手当</u>を受ける者 100分の6</p> <p>(3) <u>前号に掲げる者のうち、管理職手当</u>を受ける者 100分の2</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の教育職員の給与に関する条例第17条の3第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「者の給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>12 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する教育職員給与条例_____第17条の4第2項の規定の適用については、同項各号_____中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>12 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する教育職員給与条例第8条第2項、第17条の3第2項及び第17条の4第2項の規定の適用については、教育職員給与条例第8条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、教育職員給与条例第17条の3第2項及び第17条の4第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成17年改正条例_____附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>

○愛媛県条例第29号

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表の種類は、中学校・小学校教育職員給料表(別表第1)及び高等学校等教育職員給料表(別表第2)とし、その適用範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高等学校等教育職員給料表適用範囲 ア・イ 省略 ウ 特別支援学校_____に勤務する教育職員</p> <p>2・3 省略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第17条の6 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校_____の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校_____の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 省略</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表の種類は、中学校・小学校教育職員給料表(別表第1)及び高等学校等教育職員給料表(別表第2)とし、その適用範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高等学校等教育職員給料表適用範囲 ア・イ 省略 ウ 盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教育職員</p> <p>2・3 省略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第17条の6 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 省略</p>

(愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
名称	目的及び事業	位置	名称	目的及び事業	位置
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略
愛媛県総合教育センター	教育に関する専門的技術的事項の調査研究及び教職員の研修の実施並びに視聴覚センター、特別支援教育センター及び幼児教育センターにおける県民への教育情報の提供及び教育相談の実施	松山市	愛媛県総合教育センター	教育に関する専門的技術的事項の調査研究及び教職員の研修の実施並びに視聴覚センター、 <u>特殊教育センター</u> 及び幼児教育センターにおける県民への教育情報の提供及び教育相談の実施	松山市
省略	省略	省略	省略	省略	省略

（愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第3条 愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（用語の意義）	（用語の意義）
第1条 省略	第1条 省略
2 省略	2 省略
3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。	3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。
(1)～(7) 省略	(1)～(7) 省略
(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの	(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
ア・イ 省略	ア・イ 省略
ウ 中学校又は小学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭	ウ 中学校、 <u>小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校</u> の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
エ 省略	エ 省略
(9)～(15) 省略	(9)～(15) 省略
<u>(16) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭</u>	<u>(16) 省略</u>
(17) 省略	(17) 省略
(18) 省略	(18) 省略
(19) 省略	(19) 省略
(20) 省略	(20) 省略
(21) 省略	(20) 省略
4 省略	4 省略

（愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正）

第4条 愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奨学生の要件)</p> <p>第3条 奨学生となることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校_____の高等部を含む。以下同じ。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。以下同じ。)に在学する者であること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(奨学生の要件)</p> <p>第3条 奨学生となることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。以下同じ。)に在学する者であること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

(愛媛県立学校設置条例の一部改正)

第5条 愛媛県立学校設置条例(昭和39年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 愛媛県立高等学校(以下「高等学校」という。)、愛媛県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)及び<u>愛媛県立特別支援学校</u>(以下「特別支援学校」という。)の設置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(特別支援学校の名称及び位置)</p> <p>第4条 <u>特別支援学校</u>の名称及び位置は、別表3のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 愛媛県立高等学校(以下「高等学校」という。)、愛媛県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)並<u>びに愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校</u>(以下「特殊学校」という。)の設置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(特殊学校_____の名称及び位置)</p> <p>第4条 <u>特殊学校</u>の名称及び位置は、別表3のとおりとする。</p>

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第6条 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は<u>特別支援学校</u>の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は<u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u>の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例(昭和33年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 警察職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;">警 視</td> <td style="width: 80%; text-align: right;">99人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black;">警 部</td> <td style="text-align: right;">202人</td> </tr> <tr> <td>(1) 警察官</td> <td style="border-left: 1px solid black;">警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,374人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black;">巡 査</td> <td style="text-align: right;"><u>719人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,394人</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 警察官以外の職員</td> <td></td> <td style="text-align: right;">415人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,809人</u></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>		警 視	99人		警 部	202人	(1) 警察官	警部補及び巡査部長	<u>1,374人</u>		巡 査	<u>719人</u>		計	<u>2,394人</u>	(2) 警察官以外の職員		415人		計	<u>2,809人</u>	<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 警察職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;">警 視</td> <td style="width: 80%; text-align: right;">99人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black;">警 部</td> <td style="text-align: right;">202人</td> </tr> <tr> <td>(1) 警察官</td> <td style="border-left: 1px solid black;">警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,368人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black;">巡 査</td> <td style="text-align: right;"><u>715人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,384人</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 警察官以外の職員</td> <td></td> <td style="text-align: right;">415人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,799人</u></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>		警 視	99人		警 部	202人	(1) 警察官	警部補及び巡査部長	<u>1,368人</u>		巡 査	<u>715人</u>		計	<u>2,384人</u>	(2) 警察官以外の職員		415人		計	<u>2,799人</u>
	警 視	99人																																									
	警 部	202人																																									
(1) 警察官	警部補及び巡査部長	<u>1,374人</u>																																									
	巡 査	<u>719人</u>																																									
	計	<u>2,394人</u>																																									
(2) 警察官以外の職員		415人																																									
	計	<u>2,809人</u>																																									
	警 視	99人																																									
	警 部	202人																																									
(1) 警察官	警部補及び巡査部長	<u>1,368人</u>																																									
	巡 査	<u>715人</u>																																									
	計	<u>2,384人</u>																																									
(2) 警察官以外の職員		415人																																									
	計	<u>2,799人</u>																																									

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>附 則</p> <p>2 警察官以外の職員の定数は、次の表の左欄に掲げる期間においては、愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第30号）による改正後の愛媛県警察職員定数条例第2条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	省略	<p>附 則</p> <p>2 警察官以外の職員の定数は、次の表の左欄に掲げる期間においては、愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第31号）による改正後の愛媛県警察職員定数条例第2条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	省略
省略	省略				
省略	省略				

○愛媛県条例第31号

愛媛県警察本部組織条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察本部組織条例等の一部を改正する条例

（愛媛県警察本部組織条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>留置施設</u> に関すること。</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>留置場</u> に関すること。</p> <p>(12) 省略</p>

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第19条 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当は、この条例に別に定めるもののほか、県警察に所属する警部、警部補、巡査部長若</p>	<p>(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第19条 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当は、この条例に別に定めるもののほか、県警察に所属する警部、警部補、巡査部長若</p>

しくは巡査である警察官若しくは警察官以外の職員が次に掲げる作業（管理職手当の支給を受ける警部である警察官にあつては、第12号及び第22号の2の作業に限る。）に従事したとき、県警察に所属する警視である警察官が第12号若しくは第22号の2の作業に従事したとき、又は県警察に所属する警視である警察官で専ら検視を行うことを職務とする職にあるもの（人事委員会が定める者に限る。）が第21号の作業（検視又は解剖立会いの作業に限る。）に従事したときに支給する。ただし、第23号の作業に係る手当の支給を受ける場合にあつては、第1号から第7号まで、第12号、第14号、第15号、第22号及び第22号の2の作業に係る手当は、本務として当該作業に従事したときのほかは、支給しない。

(1)～(15) 省略

(16) 留置施設等において被留置者を看守する作業

(17)～(27) 省略

2～7 省略

しくは巡査である警察官若しくは警察官以外の職員が次に掲げる作業（管理職手当の支給を受ける警部である警察官にあつては、第12号及び第22号の2の作業に限る。）に従事したとき、県警察に所属する警視である警察官が第12号若しくは第22号の2の作業に従事したとき、又は県警察に所属する警視である警察官で専ら検視を行うことを職務とする職にあるもの（人事委員会が定める者に限る。）が第21号の作業（検視又は解剖立会いの作業に限る。）に従事したときに支給する。ただし、第23号の作業に係る手当の支給を受ける場合にあつては、第1号から第7号まで、第12号、第14号、第15号、第22号及び第22号の2の作業に係る手当は、本務として当該作業に従事したときのほかは、支給しない。

(1)～(15) 省略

(16) 留置場等において収容者を看守する作業

(17)～(27) 省略

2～7 省略

（愛媛県行政手続条例の一部改正）

第3条 愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）第4条第1項の規定により置かれる管理者、警察本部（警察署を含む_____。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>留置施設</u> _____において、<u>留置</u>の目的を達成するためにされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(12) 省略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）第4条第1項の規定により置かれる管理者、警察本部（警察署を含む_____。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>留置場</u>（警察本部等に置かれる人を留置するための施設をいう。）において、<u>収容</u>の目的を達成するためにされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(12) 省略</p>

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県留置施設視察委員会条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県留置施設視察委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、愛媛県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員4人で組織する。

(委員)

第3条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、3回に限り再任されることができる。
- 3 公安委員会は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の納付時期等)</p> <p>第3条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1) 別表4の項、13の項、14の項、62の項及び63の項に掲げる手数料 届出の際</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(5) 別表40の項の(12)及び(13)並びに42の項に掲げる手数料 講習の受講の際</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(指定講習機関への納入)</p> <p>第7条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。)が行う別表40の項の(2)及び(10)に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習の手数を当該指定講習機関に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定講習機関の定めるところによる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</p>	<p>(手数料の納付時期等)</p> <p>第3条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1) 別表4の項、13の項及び14の項 _____ に掲げる手数料 届出の際</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(5) 別表40の項の(14)及び(15)並びに42の項に掲げる手数料 講習の受講の際</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(指定講習機関への納入)</p> <p>第7条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。)が行う別表40の項の(2)及び(11)に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習の手数を当該指定講習機関に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定講習機関の定めるところによる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</p>

事 務	名 称	金 額
1～28 省略		
29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	<p>(1) <u>大型自動車免許又は中型自動車免許</u></p> <p>_____に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,950円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>8,650円</u>）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,600円</u>）</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

事 務	名 称	金 額
1～28 省略		
29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	<p>(1) <u>特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）又は第二種運転免許（大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。）に係る試験</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項 _____の規定の適用を受ける場合 <u>2,050円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,300円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,400円</u>）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>大型自動車第二種免許</u> _____又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

		<p>ア 同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,500円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,700円</u>）</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,100円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,750円</u>）</p>			<p>ア 同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,100円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,450円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,650円</u>）</p> <p>(5) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,050円</u></p> <p>イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,300円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,400円</u>）</p>
29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査	検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,950円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>）</p> <p>(2) 省略</p>	29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査	検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許 _____ を受けている者に対する検査 <u>2,550円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,650円</u>）</p> <p>(2) 省略</p>
30 道路交通法第91条の運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料	1,700円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,350円</u> ）	30 道路交通法第91条の運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料	1,700円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,800円</u> ）
31～33 省略			31～33 省略		
34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）	技能検定員審査手数料	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>24,700円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 <u>14,100円</u></p> <p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許</p>	34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）	技能検定員審査手数料	<p>(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る技能検定員審査 <u>14,750円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 大型自動車第二種免許 _____ 又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許</p>

		に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>22,450円</u>			に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>22,050円</u>
35 省略			35 省略		
36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1) <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 15,650円</u> (2) 省略 (3) <u>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 9,500円</u> (4) <u>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） 13,300円</u>	36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1) <u>特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査 9,850円</u> (2) 省略 (3) <u>大型自動車第二種免許 _____ 又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） 12,550円</u>
37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 省略 (2) <u>大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 1,900円（同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,550円）</u> (3) 省略	37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 省略 (2) <u>大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 1,900円（同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,000円）</u> (3) 省略
38～39 省略			38～39 省略		
40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1)～(3) 省略 (4) <u>同項第4号に掲げる講習次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習 講習1時間につき4,700円</u> <u>イ 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,450円</u> (5) <u>同項第5号に掲げる講習次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額ア 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき4,200円</u>	40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1)～(3) 省略 (4) <u>同項第4号に掲げる講習講習1時間につき2,450円 _____</u> (5) <u>同項第5号に掲げる講習講習1時間につき4,200円 _____</u>

イ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習 1 時間につき 4,100円

- (6) 同項第 6 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 1,350円
- (7) 同項第 7 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 3,150円
- (8) 同項第 8 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 1,200円

(9) 省略

(10) 省略

(11) 同項第11号 _____ に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア・イ 省略

ウ 同表の備考一の 4 に規定する違反運転者等に対する講習 1,700円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第 1 項の表講習手数料の部法第108条の 2 第 1 項第11号に掲げる講習の項の第 3 欄及び第 4 欄の国家公安委員会規則で定める同令第33条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、1,050円）

(12) 省略

(13) 省略

41～61 省略

- (6) 同項第 6 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 4,100円
- (7) 同項第 7 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 1,200円
- (8) 同項第 8 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 1,350円
- (9) 同項第 8 号の 2 に掲げる講習 講習 1 時間につき 3,400円

(10) 省略

(11) 省略

(12) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）附則第 2 条第 7 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法第108条の 2 第 1 項第11号に掲げる講習 1,700円（道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第24号）による改正前の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第 1 項の表講習手数料の部法第108条の 2 第 1 項第 11号に掲げる講習の項の第 3 欄及び第 4 欄の国家公安委員会規則で定める講習にあっては、700円）

(13) 道路交通法第108条の 2 第 1 項第11号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア・イ 省略

ウ 同表の備考一の 4 に規定する違反運転者等に対する講習 1,700円（道路交通法施行令 _____ 第43条第 1 項の表講習手数料の部法第108条の 2 第 1 項第11号に掲げる講習の項の第 3 欄及び第 4 欄の国家公安委員会規則で定める同令第33条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、1,050円）

(14) 省略

(15) 省略

41～61 省略

62 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業届出証明書交付手数料	3,600円
63 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,500円
64 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	1,000円

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150円
	(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,350円
	(4) 大型自動車第二種免	4,600円

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る技能検定員審査	1,450円
	(2) 省略	
	(3) 大型自動車第二種免	4,750円

	許等に係る技能検定員 審査			許等に係る技能検定員 審査	
2 自動車の運転 技能に関する観 察及び採点の技 能	(1) 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る 技能検定員審査	7,050円	2 自動車の運転 技能に関する観 察及び採点の技 能	(1) 特定第一種運転免許 _____に係る 技能検定員審査	2,450円
	(2) 省略			(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許 に係る技能検定員審査	2,250円		(3) 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定員 審査	8,250円
	(4) 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定員 審査	7,950円			
3 道路交通法第 108条の28第4 項に規定する教 則の内容となっ ている事項	(1) 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る 技能検定員審査	2,150円	3 道路交通法第 108条の28第4 項に規定する教 則の内容となっ ている事項	(1) 特定第一種運転免許 _____に係る 技能検定員審査	2,200円
	(2) 省略			(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許 に係る技能検定員審査	2,150円			
4 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	(1) 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る 技能検定員審査	2,150円	4 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	(1) 特定第一種運転免許 _____に係る 技能検定員審査	2,200円
	(2) 省略			(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許 に係る技能検定員審査	2,150円			
5 技能検定の実 施に関する知識	(1) 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る 技能検定員審査	2,200円	5 技能検定の実 施に関する知識	(1) 特定第一種運転免許 _____に係る 技能検定員審査	2,100円
	(2) 省略			(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許 に係る技能検定員審査	2,050円			
6 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識	(1) 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る 技能検定員審査	2,200円	6 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識	(1) 特定第一種運転免許 _____に係る 技能検定員審査	2,050円
	(2) 省略			(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許 に係る技能検定員審査	2,000円		(3) 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定員 審査	3,300円
	(4) 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定員 審査	3,200円			
7 道路運送法 (昭和26年法律 第183号)第2条 第3項に規定す る旅客自動車運 送事業及び自動 車運転代行業の 業務の適正化に 関する法律第2 条第1項に規定 する自動車運転	大型自動車第二種免許等 に係る技能検定員審査	2,750円	7 道路運送法 (昭和26年法律 第183号)第2条 第3項に規定す る旅客自動車運 送事業及び自動 車運転代行業の 業務の適正化に 関する法律第2 条第1項に規定 する自動車運転	大型自動車第二種免許等 に係る技能検定員審査	2,850円

代行業に関する
法令についての
知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450円
	(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許	1,300円

代行業に関する
法令についての
知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に特定第一種運転免許 _____ に係る技能検定員審査については1,150円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を _____、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,150円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に特定第一種運転免許 _____ に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を _____ 減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査	1,450円
	(2) 省略	
	(3) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査	1,350円
	(2) 省略	

	に係る教習指導員審査			
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,000円	(3) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円	(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査	1,250円
	(2) 省略		(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円		
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円	(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査	1,300円
	(2) 省略		(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円		
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円	(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査	1,300円
	(2) 省略		(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円		
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円	(1) 特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査	1,200円
	(2) 省略		(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円		
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,750円	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,850円
備考		備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免		1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に特定第一種運転免許 _____ に係る教習指導員審査については1,200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を _____		

許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

____、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,000円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に特定第一種運転免許____に係る教習指導員審査については50円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を____減ずるものとする。

附 則

この条例は、平成19年6月2日から施行する。ただし、別表61の項の次に次のように加える改正規定（別表62の項から64の項までに係る部分に限る。）は、同月1日から施行する。

○愛媛県条例第34号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 2 and Article 3 of the Public Enterprise Establishment Ordinance, specifically regarding utility and land reclamation projects in Iyo City.

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
2 愛媛県営土地造成事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例（昭和35年愛媛県条例第9号）は、廃止する。

○愛媛県条例第35号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（ 常 任 委 員 会 の 所 管 ）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 出納局 <u>並びに選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局の所掌に属する事項</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>（ 常 任 委 員 会 委 員 の 定 数 等 ）</p> <p>第 3 条 常任委員会委員の定数は、各委員会とも <u>7 名又は 8 名</u> とする。</p> <p><u>2 議員は、同時に 2 以上の常任委員会委員となることができない。</u></p> <p>（ 委 員 会 委 員 の 選 任 ）</p> <p>第 6 条 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員（以下「委員」という。）は、議長が議会に諮つて <u>_____</u> 選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定により委員を選任したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p>（ 議 会 運 営 委 員 会 委 員 及 び 特 別 委 員 会 委 員 の 辞 任 ）</p> <p>第 8 条 議会運営委員会委員及び特別委員会委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定により議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>（ 常 任 委 員 会 の 所 管 ）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>出納事務局並びに選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局の所掌に属する事項</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>（ 常 任 委 員 会 委 員 の 定 数 _____ ）</p> <p>第 3 条 常任委員会委員の定数は、各委員会とも <u>8 名又は 9 名</u> とする。</p> <p>（ 委 員 会 委 員 の 選 任 ）</p> <p>第 6 条 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員（以下「委員」という。）は、議長が議会に諮つて <u>これを</u> 選任する。 _____</p> <p>（ 議 会 運 営 委 員 会 委 員 及 び 特 別 委 員 会 委 員 の 辞 任 ）</p> <p>第 8 条 議会運営委員会委員及び特別委員会委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。 _____</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号ウの改正規定は平成19年 4 月 1 日から、第 3 条の改正規定（「 8 名」を「 7 名」に、「 9 名」を「 8 名」に改める部分に限る。）は次の一般選挙において選挙された議員の任期が始まる日から施行する。